

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月12日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第22号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第11号及び同条第5項の規定により、職員（離職した職員を含む。以下この条、<u>次条本文</u>及び第4条第1項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(職員相談員)</p> <p>第3条 人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な取扱いを行わせるため、人事委員会事務局の職員のうち、苦情相談に係る問題の解決のために必要があると認める者を職員相談員として指名する。</p> <p>(事案の取扱い)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事案に係る問題について、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）第8条第1項の規定による受理、又は勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和57年岩手県人事委員会規則第2号）第10条の規定による受理がされたときは、当該事案の取扱いは打ち切られたものとみなす。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第11号及び同条第5項の規定により、職員（離職した職員を含む。以下この条、<u>次条（第1項ただし書を除く。）</u>及び第4条第1項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する不服申立てに関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(職員相談員)</p> <p>第3条 人事委員会は、前条の規定による苦情相談の迅速かつ適切な取扱いを行わせるため、人事委員会事務局の職員のうち、苦情相談に係る問題の解決のために必要があると認める者を職員相談員として指名する。</p> <p>(事案の取扱い)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事案に係る問題について、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）第8条第1項の規定による受理又は勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和57年岩手県人事委員会規則第2号）第10条の規定による受理がされたときは、当該事案の取扱いは打ち切られたものとみなす。<u>ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。